埼玉県臓器移植連絡調整者設置事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 埼玉県は、移植医療の推進を図るため、移植医療に関する医療従事者への普及啓発及び研修、臓器移植の円滑な実施を図るための諸活動を行う臓器移植連絡調整者(以下「移植コーディネーター」という。)を設置する学校法人埼玉医科大学(以下「事業者」という。)に対して、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助金の交付)

第2条 第1条の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則(昭和 40年埼玉県規則第15号、以下「規則」という。)に定めるほか、この要綱による。

(補助対象経費及び補助額)

- 第3条 補助の対象となる経費は、事業者が設置する移植コーディネーターが行う次の 各号に掲げた業務に係る経費のうち、別表の第2欄の対象経費に定める経費とする。
 - (1) 目常業務
 - ア 県内の臓器提供協力施設の医療従事者等に対し、臓器移植に関する普及啓発活動を行うとともに、臓器提供協力施設等を定期的に巡回し、臓器提供に対する理解及び協力を得る。
 - イ 公益社団法人日本臓器移植ネットワークと定期的に連絡を取り、情報交換等を行 う。
 - ウ 臓器移植に関する相談及び臓器提供意思表示カードの普及に関する業務を行う。
 - (2) 臟器提供発生時業務
 - ア 原則として、主治医と連絡を取りつつ、臓器提供可能者の脳死判定及び臓器提供 に係る意思を確認するとともに、臓器提供可能者の家族に対して臓器提供について の説明を行う。
 - イ 組織適合性検査の実施のため臓器提供者の血液の確保とともに、HLA検査センターへ血液の搬送又はその手配を行う。
 - ウ 摘出された臓器の運搬の手配を行う。
 - エ 円滑な移植の実施を図るため、関係機関との連絡調整活動を行う。
 - オ 臓器提供者の遺族に対し、移植患者の事後報告等について礼意をもって対応する。
 - カ 臓器移植連絡調整活動の経過等について、県に報告する。
- 2 補助額は、前項に定める事業ごとに、別表の第3欄に定める対象経費の実支出額と、 第2欄に定める基準額とを比較して、いずれか少ない方の額を交付額とする。ただし、 第3欄に定める対象経費の実支出額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを 切り捨てるものとする。
- 3 次の各号のいずれかに該当する場合にあっては、補助金交付の対象としない。
 - (1)事業者が、暴力団(埼玉県暴力団排除条例(平成23 年埼玉県条例第39 号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき又は事業者の役員等(役員、その他経営に実質的に関与していると認められる者をいう。以下同じ。)が、暴力団員(同条例第2条第2号に規定

する暴力団員をいう。以下同じ。) であるとき。

- (2) 事業者の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
- (3) 事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど 直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (4) 事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これと社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(申請書の様式等)

第4条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとし、知事が別に定める期日までに提出しなければならない。

(添付書類等)

第5条 規則第4条第2項の各号に掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

(交付決定通知書の様式)

第6条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(状況報告)

第7条 移植コーディネーターは、第3条第1項(1)の日常業務については様式第3号 の活動月報を翌月15日までに、第3条第1項(1)の臓器提供発生時業務については 様式第4号の臓器提供発生連絡票により事前連絡を行うとともに、様式第5号の臓器提 供発生時業務完了報告書を業務終了後速やかに、県に提出しなければならない。

(実績報告書の様式及び提出期限)

第8条 規則第13条の報告書の様式は、様式第6号のとおりとし、その提出は、毎会計 年度終了日までに行うものとする。

(書類の整備)

- 第9条 移植コーディネーターの設置者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。
- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、補助事業等の完了の日の属する会計年度の翌 会計年度から5年間保管しなければならない。

(補助金の交付決定の取消)

第10条 知事は、事業者が要綱の規定又は補助金交付の要件に違反する行為があったときは、補助金の交付を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第11条 知事は、前条の規定により補助金の交付を取り消した場合において、既に補助金が交付され

ている場合は、期限を定めて、事業者にその返還を命ずるものとする。

附 則

- この要綱は、平成15年4月1日から適用する。 附 則
- この要綱は、平成17年4月1日から適用する。 附 則
- この要綱は、平成18年4月1日から適用する。 附 則
- この要綱は、平成19年4月1日から適用する。 附 則
- この要綱は、平成20年4月1日から適用する。 附 則
- この要綱は、平成21年4月1日から適用する。 附 則
- この要綱は、平成22年4月1日から適用する。 附 則
- この要綱は、令和元年5月1日から適用する。 附 則
- この要綱は、令和3年4月1日から適用する。 附 則
- この要綱は、令和4年8月1日から適用する。 附 則
- この要綱は、令和7年7月1日から適用する。

別 表

1	内	容		2	基	準	額				3	対		象	経	費		
移植	コー	ディ	3	29,	1 8	2 円×	対象	月数	移村	植コ	_	ディ	ネ	一 夕	7 — 0	設し	置に	必
ネー	ター	設置	(1,	0 0	0 円	未満の	端数	が生じ	要な	報酬	,	共済	費	、貨	重金、	報(賞費	`
事業			た場	合は、	切り	上げ	るもの	つとす	旅費、	、印	刷	製本	費	, ÿ	肖耗品	1費、	燃	料
			る。こ	又、対	象月	数が 1	月に泊	満たな	費、這	通信	運	搬費	,	役剂	务費、	委	託費	`
			い場合	合は、	日額	16,	5 0	0 円	使用制	料及	び	賃借	料					
			とす	る。)														